



## いじめ防止基本方針



### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) 本校の基本理念

吉浜小学校では、いじめ問題への対応は、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識で臨みます。

その上で、「命を大切に子ども」として、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長する姿をめざします。

#### (2) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。



#### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

### 2 いじめの防止等に関する内容

#### (1) 未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めます。

## (2) 早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童や保護者に対する定期的な働きかけを次の通り実施します。  
【個人面談】学級担任による学級全員の児童からの聴き取り  
【教育相談】保護者との面談による聴き取り  
【生活アンケート】全校児童を対象とした困っていることに関するアンケート  
【QU (Questionnaire Utilities)】全校児童を対象とした学級生活に関するアンケート
- ・相談・通報のあった事案は、「児童指導委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) 早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県・町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

## (4) インターネット・SNS上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうことや、発信者の匿名性、発信される情報の特性等をふまえて、インターネット・SNSを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、「携帯安全教室」等必要な啓発活動を行います。



## 3 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

### (1) 「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、児童指導担当、当該学年担当、  
教育相談コーディネーター、養護教諭、「いのちグループ」職員

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画の作成・実行・検証等
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、「吉浜小緊急事態対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

##### ◆関係する専門機関◆

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪350-1 小田原警察署内 電話 32-0110

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-7358

○小田原児童相談所

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-8000 (代)

○湯河原町青少年相談室

湯河原町中央2-21-1 湯河原町防災コミュニティセンター1階

電話 63-6300

○湯河原町教育委員会学校教育課

湯河原町中央2-21-1 湯河原町防災コミュニティセンター1階

電話 62-1100